

令和5年台風第6号の被害における災害義援金の配分について

県では、令和5年台風第6号による被害に対して寄せられた義援金を公正かつ適正に被災者に配分するため、「令和5年台風第6号災害義援金配分委員会」を設置したところです。

令和5年9月6日から11月30日までの間、県内外から日本赤十字社沖縄県支部及び沖縄県共同募金会へ多くの義援金が寄せられており、これらの集まった義援金について、同配分委員会において、被災市町村への配分を下記のとおり決定しました。

記

1 義援金の額（令和6年1月31日現在[確定額]）

募集团体	義援金の額
日本赤十字社 沖縄県支部	64,433,014円
社会福祉法人 沖縄県共同募金会	2,651,216円
計	67,084,230円

2 義援金配分計画(配分委員会決定事項)

(1) 配分対象

住家被害において、「全壊」、「半壊以上」の世帯

(2) 配分基準

区分		配分比率	配分単価	世帯数	配分総額
全壊	複数世帯	8	3,701,198円	3	11,103,594円
	単数世帯	6	2,775,900円	3	8,327,700円
半壊以上	複数世帯	4	1,850,599円	16	29,609,586円
	単数世帯	3	1,387,950円	13	18,043,350円
計				35	67,084,230円

※半壊以上複数世帯の配分額については、端数調整を行っているため、積算と総額が一致しません。

【市町村別配分額】

市町村名	対象世帯数	配分総額
那覇市	7	10,640,948円
糸満市	2	6,477,098円
沖縄市	14	30,072,236円
うるま市	7	11,566,250円
渡嘉敷村	1	1,850,600円
八重瀬町	4	6,477,098円
計	35	67,084,230円

(3) 配分方法

県から市町村へ配分し、市町村から被災者へ支給する。(請求に基づき支払)

(4) 配分時期

特別な事情がある場合を除き、令和5年度内で義援金の配分を完了する。